

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令案について

平成 20 年 1 1 月 1 日

国土交通省住宅局住宅生産課

建築指導課

1. 背景

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が平成 20 年 5 月に公布され、平成 21 年 4 月（一部平成 22 年 4 月）に施行されるため、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令を改正する必要があります。

2. 改正概要

（平成 21 年 4 月 1 日施行関係）

- エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第 73 条第 1 項の特定住宅は一戸建ての住宅とする。
- 法第 76 条の 6 第 1 項の数は 1 年間に新築する特定住宅の戸数が 150 戸とする。
- 法第 76 条の 6 第 3 項の審議会は社会資本整備審議会とする。
- 登録建築物調査機関及び登録講習機関の登録の有効期間を 3 年とする。
- 法第 88 条第 1 項の国土交通大臣が行う講習の手数料を 16,800 円とする。
- その他、必要な報告及び立入検査に係る規定、権限委任に関する規定を整備する。

（平成 22 年 4 月 1 日施行関係）

- 法第 73 条第 1 項の特定建築物の規模は 300 m²以上とする。
- 法第 75 条第 1 項第 1 号の第一種特定建築物の規模は 2,000 m²以上とする。
- 法第 75 条第 1 項第 1 号の改築の規模は、当該改築に係る部分の床面積の合計が 2,000 m²以上であること又は当該床面積の合計が当該改築に係る建築物の床面積の合計の 2 分の 1 以上であることとする。
- 法第 75 条の 2 第 1 項の改築の規模は、当該改築に係る部分の床面積の合計が 300 m²以上で、かつ、当該床面積の合計が当該改築に係る建築物の床面積の合計の 2 分の 1 以上であることとする。
- 法第 75 条の 2 第 1 項の増築の規模は、当該増築に係る部分の床面積の合計が 300 m²以上で、かつ、当該床面積の合計が増築前の建築物の床面積の合計以上であることとする。

（政令附則関係）

- 改正法の施行前に特定建築物に係る届出をした者は第一種特定建築物に係る届出をした者とみなす旨の経過措置を規定する。
- 社会資本整備審議会令を改正し、社会資本整備審議会建築分科会の所掌事務に省エネ法に関する事務を追加する。

3. スケジュール

- 施行日 平成 21 年 4 月 1 日（一部は、平成 22 年 4 月 1 日）